

## 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

### 1 趣旨

横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、平成30年4月に毎月可能な範囲で自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただきました。

つきましては3月発行分をお送りしますので、可能な範囲で、自治会・町内会の掲示板に掲示して頂けるようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、ご理解とご協力を、何卒お願いいたします。

### 2 掲示するちらし

「月次相談レポート」3月号 A4判1ページ(月刊)

### 3 スケジュール

- ・平成31年3月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

### お問合せ・連絡先

担当：経済局消費経済課

田村・若林

電話：045 - 671 - 2568

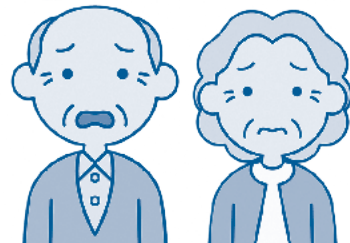
FAX：045 - 664 - 9533

## 一人暮らしの在宅高齢者を ねらった長期・重複の新聞契約

判断能力が低下した高齢者が、必要もないのに「長期にわたり契約」「複数社と契約」「1年後からの契約」などでトラブルになっています！

- 昨年老人ホームに入居した母が1年後から始まる2年間の契約をしていたと分かった。
- 認知症の高齢者が訪問販売で何件も新聞契約をくり返している。解約できないか。

ご家族や福祉関係者が気づくケースもあります。おかしいなと思ったらまずは相談を！



お互いに 一声かけて  
見守りを！

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕  
〔土日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索

